

神中しーぶん

平成27年
7月8日

神原中
不定期13号

思春期講演会!!

-CAP (子どもへの暴力防止プログラム) -

去る七月三日(火)三校時に、一年生とその保護者を対象に、体育館にて「思春期の心と体」のための講演会を開催した。目的の一つは、身体的な成熟に伴う性的な発達に对应し、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性への尊重、性情報への対応など生に関する適切な態度や行動を理解する。

思春期の特徴は、急激な体の成長だけでなく、心の変化も大きい。そのため、バランスが崩れることがある。大人から見れば反抗期と言われることもあるが、生物学的には成長期である。やたらと人の言動が気になる時期でもある。十歳ぐらいから表れ始め、十八歳ぐらいにはだんだんと落ち着いてくる。その頃の失敗も人生の中では、大切な学びの一つかもしれない。一生続くものではなく、いつか落ち着くときが来る。



身体的に手を出すことだけが暴力ではなく、言葉とか無視することだけで相手の心にキズをつける行為も暴力の一つである。

自転車運転!!

道交法上、自転車は軽車両となり、免許が無くとも違反するのと取締りの対象となります。今回の改正で、警察が自転車の取締りを強化するのは間違いありません。

違反行為をしっかりと知って、きちんと自転車ルールを守っていきましょう。

違反行為を3年間のうち2回以上摘発された自転車利用者は、公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間に「安全講習」を受講する義務が発生します。

安全講習とは、自分の自転車運転の危険性を自身に気づかせ、自主的に安全運転を行うよう促すものです。講習時間は3時間、講習手数料として5,700円(標準額)の支払いが義務付けられています。

公安委員会に安全講習の受講命令を受けたにも関わらず、無視して受講しなかった場合は、事件扱いとなってしまいます。そして、5万円以下の罰金が科されます。

※裏面に関連内容

研究授業!!

去る7月3日(金)五校時に、一年一組の学級活動の研究授業を行いました。担任の栄野元先生は十年経験者研修で、他校からの先生方の見守る中での授業でした。

生徒代表の司会を立て、グループで話し合いの場面もありました。(下写真)

「中間テストまでの学習を振り返ろう」ということから、事前のアンケートの結果から課題を見つけ、その改善策について各グループで話し合い活動を展開しました。

司会の進行により、各グループの代表による発表があり、静かに聞いて言いました。この授業を通して得たことを、次に生かしてください。



県陸上参加生徒!

来る七月十一日(土) 十二日(日)の県陸上へ向けて早朝練習を行っています。大会参加生徒を紹介します。

- (三年男子) 比嘉悠太、桃原竜希、島袋新太
- (三年男子) 島袋玲二、上原航、喜久山直樹
- (二年男子) 川村恕誠、城間喬貴、花城夏輝
- (二年男子) 新城健斗、大城拓也、當間誉朗
- (一年男子) 宮城快斗、金城太一、具志堅政望
- (三年女子) 石井来実、伊佐万里愛、大城葵
- 當山詩英、大城美里佳
- 砂川沙奈、西村優紀
- (二年女子) 小波津南、伊波友菜
- 金城明里
- (一年女子) 上原愛花、阿波連季里
- 田嶋野枝、宮城由海



地区大会なしでの県大会になります。上位二位までに入ると九州大会への切符を勝ち取ることができます。



☆事故等のとき、自転車は車と同じような取扱をうけます。次の様なことが禁止です。

- ①信号の指示を無視すること
- ②道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
- ③歩道を徐行せずに通ること
- ④自転車専用レーンの枠外を通ること
- ⑤歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
- ⑥閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り
- ⑦交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
- ⑧交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
- ⑨右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
- ⑩一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
- ⑪歩道で歩行者の通行を妨げること
- ⑫ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転
- ⑬お酒を飲んでの自転車運転
- ⑭前方不注意などのさまざまな行為そもそもこの行為は禁止！

上記の14項目の中には、日常生活に密着したさまざま行為も当てはまります。これから紹介する項目は、**もともと自転車規則で禁止**されている行為です。今までは警察官に注意されるだけで済んだ場合もありましたが、今回の改正施行後は取り締まりの対象となりペナルティを与えられます。

通勤・通学や買い物に行く時など、あなたや家族はこんな交通違反をしていないでしょうか。

自分が禁止行為を把握するのはもちろんですが、家庭内でも子どもに正しい交通ルールを教える必要があります。

○原則、車道を左側通行

ただし、道路標識で指定された場合や、13歳未満・70歳以上・一定の身体障害を有する人などは例外

○傘を差しての自転車運転

傘を自転車に固定して使用するのもNG！

雨の日に自転車に乗る場合はレインコートの着用が必須です。

○携帯電話を使用しながらの自転車運転

自転車運転中の携帯電話の操作だけでなく、チラッと見るだけでも安全運転義務違反。

○イヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの自転車運転

通勤・通学時にしていた人も多いかもしれませんが、安全運転義務違反にあたる行為。

○ブレーキを備えていない又は不備のある自転車の使用

○流行したノーブレーキピスト自転車は違反車両。

指定された場所以外での使用は絶対に止めましょう！

○2台以上での並列走行

並列走行OKの道路標識がある場所以外、おしゃべりしながら横並びになり自転車運転する行為は違反。

○2人乗りでの一般自転車運転

ただし、一般自転車の場合16歳以上の運転者が6歳未満の幼児1人に限り専用椅子に乗車させるのはOK。道交法上、幼児2人を同乗させることができる特別構造の自転車に、6歳未満の幼児2人乗車までが許可されています。

☆子供も事故の加害者に！リスク回避の方法

自転車利用者は交通事故の被害者となるイメージが強いですが、加害者になり得ることの自覚も必要です。加害者が未成年の場合、損害賠償を請求されるのは保護者。そこで、自分だけでなく家族や子供が自転車事故の加害者になる可能性を認識して、リスク回避の方法をしっかりと把握しておきましょう。

	《事例1》	《事例2》	《事例3》
加害者	小学5年生の児童	男子高校生	男子高校生
被害者	歩行者の60代女性	自転車の20代男性	バイクの60代男性
事故内容	坂道を猛スピードで下り、歩いていて60代女性と衝突。被害者は寝たきりの状態に。	車道を斜め横断し、対向車線で自転車に乗っていた20代男性と衝突。被害者は障害が残るけがを負う。	信号無視で横断歩道を走行中、60代男性が運転するバイクと衝突。被害者は頭を強打し、13日後に死亡。
損害賠償額	約9500万円	約9300万円	約4000万円